

会津若松市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画(素案)に関するご意見等とそれに対する市の考え方

1	募集期間 平成20年12月22日(月)～平成21年1月21日(水)
2	周知方法 市政だより、市ホームページでの広報 市政情報コーナー、各市民センター、各支所、市ホームページでの閲覧
3	提出方法 持参・郵送・ファックス・電子メール
4	意見提出者数 2名
5	意見提出件数 20件

ページ	章・節・項目等	ご意見・ご感想の趣旨	市の考え方
2	第1章・第1節・第1項 ・(4)	要介護認定者数の増加や介護サービス給付費の増大などの「問題」と記載しているが、高齢化が進む中で認定者数や給付費が増加することは自然であり、それを問題とするのは、社会保障費削減の観点からの行政の視点である。このような認識を改め、介護保険制度が必要とするサービスを十分に受けられる制度となるよう国に働きかけるとともに市としても力を尽くして欲しい。	高齢社会においても要介護認定者を増やさないことが理想であり、その意味から「問題」との表現を用いましたが、ご意見の趣旨を踏まえ「課題」と改めます。また、介護保険制度の充実に向けては、国における制度改正の状況を見定めて参ります。
11	第2章・第3節	高齢者の実態と動向調査は、無作為抽出2,000名(回答1,400名)で良いのであろうか?→65歳以上なのだから全調査全回答が原則なのではないでしょうか?たった1,400人では約31,500人の5%にも満たないではありませんか、そこから3年間の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を構築するとすると、現状に即さないものになりかねないと感じます。	統計学上、アンケート調査については、いかに分母が多くともサンプル数がある程度確保されれば全件調査と同等の結果が得られることから、今回もこれまで同様の方法により実施したところであります。
31他	第2章・第5節・第1項 他	ケアマネジャーアンケートの回答数が91だが、全体数はずっと多いのではないか。	ケアマネジャーアンケートについては、市内の事業所すべてに実施したところであり、回答数が91件(名)であったものです。
32	第3章・第1節・第1項	生きがいがづくりについては「前計画において一定の成果を収めました」とあるが、具体的に成果とは何か。また、成果の基準や評価の方法や機関は何か。	就労に対する支援やゆめ寺子屋事業、ふれあい事業については、それぞれ、会員数の増加や参加者数の増加、開催箇所数の増加が図られ、著しい成果とは言えないまでも一定程度の成果があったものと考えております。また、わくわく学園事業についても、学園生の方々が活発に活動されており、さらにOBの方々も卒業後も積極的に活動しております。平成19年度からは、学園生の皆様の発案により文化祭も新たに開催の運びとなり、成果の基準や評価方法、機関があるわけではありませんが、生きがいがづくり事業としての成果が一定程度上がっているものと認識しております。
32	第3章・第1節・第2項	ボランティア活動等に参加できる仕組みの構築とはどのようなことを考えているのか。	市では、平成14年度から高齢者や障害者の方を対象に、地域支援ネットワークボランティア事業を実施しております。ボランティアに登録されている方は、20歳代から80歳代の方で、その中でも60歳、70歳代が7割を占めております。現在110名の方が登録し、ごみだしや草むしり、話し相手などを行い、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援していただいております。今後も登録者数の増加に努めるとともに、社会福祉協議会で実施しておりますボランティア活動事業とも連携を図りながら、積極的に参加できるよう取り組んで参りたいと考えております。

33	第3章・第1節・第2項 ・(2)・①	現状の各老人クラブは、加入者がますます減少しているのに、老人クラブを対象に支援するだけでよいのか。また、5W2Hがない。	<p>老人クラブにつきましては、老人福祉法に位置づけられた団体として、社会奉仕活動や生きがいを高めるための活動、健康づくりのための活動など、高齢者の自主的、積極的な活動の場として大きな役割を果たしております。</p> <p>近年、その会員数が減少傾向にあり、市や老人クラブ連合会におきましても、高齢者作品展やスポーツ活動、ねんりんピックなどの機会を通して活動についての理解促進と会員拡大を図っておりますが、減少傾向が続いている状況にあります。</p> <p>老人クラブ活動は、高齢者自らの生きがいを高めるとともに、地域の活性化等に資する活動でもあることから、今後も引き続き支援を行ってまいります。</p>
33	第3章・第1節・第2項 ・(2)・②	「新たな高齢者像への取り組み」については、どのような環境づくりを行うのか。	<p>高齢者が安心して住み慣れた地域で生活していくためには、公的なサービスばかりではなく、地域住民が主体となり共に支えあうような地域づくりが重要です。こうした中で、高齢者といえば、支えられる側と捉えられがちですが、一方では、町内会活動などの多くの方々が高齢者であり、また、老人クラブの社会奉仕活動・友愛訪問等につきましても、高齢者が地域社会を支えている現状にあります。</p> <p>こうしたことから、ボランティア活動への参加等も含め、元気な高齢者が他の高齢者を支えるといった福祉の担い手として活躍していただけるような環境づくりを図っていくものであります。</p>
33	第3章・第1節・第2項 ・(3)・①	生きがいづくり事業は中心市街地と公民館設置周辺地域だけになっている現状を考えてください。受講者数をとんでもなく少ないと考える。どのような成果を求めるのか。	<p>わくわく学園事業につきましては、講座内容や受講室との関係もあり、定員の目安を各学年50人(計150人)と定めているところであります。また、ゆめ寺子屋事業につきましては、受講希望も多数にのぼってきていることから、平成20年度から、文化ホールの定員である450人を定員とし拡大を図ったところであります。</p> <p>参加者については、地区で偏りはあるものの、広く市内全体から参加いただいております。</p> <p>両事業の目的といたしましては、高齢者の方々の心身の健康保持、生きがいづくり、社会参加の促進等を目的に据えております。</p>
34	第3章・第1節・第2項 ・(3)・②	「公民館の自主事業」とは何か。H21年度から3年間の具体的事業内容や実施時期、時間や人数。管轄の教育委員会との協調体制は。	<p>公民館の自主事業とは、公民館(本市では分館含め10館)で企画・運営される、青少年・成人(一般)・高齢者・女性(男性)等の分野についての講座です。学習ニーズや社会状況に応じて実施されるため、内容等につきまして今現在は具体的にお示しできませんが、4月1日発行の公民館だよりでご覧いただくことができます。</p> <p>また教育委員会との協調につきましては、講師や運営方法等についての情報交換や「生涯学習出前講座」制度の活用など、蓄積された情報や資源を互いに有効に活用しております。</p> <p>なお、公民館の自主事業につきましては、意見の趣旨を踏まえ、理解を深めていただくために加筆します。</p>

35	第3章・第2節・第2項	市内43ヶ所で実施している「ふれあい事業」の内容と参加人数はどのようになっているか。また、事業を実施することにより、どのような効果があったのか。	身近な集会所等でお茶会、軽運動、健康チェックなどの内容で、町内会、民生委員、老人福祉相談員等の地域のリーダーとなる方々が、自主的に運営を行っていただいております。会により年間数回から数十回の実施、また参加者も数名から数十名とさまざまです。ふれあい事業で仲間づくりができることにより、住み慣れた地域で安心した生活が可能となることや、閉じこもり予防などの介護予防にも効果があることから、今後も実施地域の拡大を図って参りたいと考えております。
36	第3章・第2節・第2項 ・(3)	「次世代育成支援行動計画に基づく事業」とは何か。	具体的には、わくわく学園事業における、伝承遊びやレクリエーション、給食をともに食べながらの小学生との交流事業や、ゆめ寺子屋事業における特別養護老人ホームでの花植えや花壇整備を通しての小学生との交流事業です。
36	第3章・第2節・第2項 ・(4)	今や路線バスやコミュニティバス利用者は減少の一途をたどっている。バス会社等に高齢福祉予算から補助等を考えるならば、急増した介護タクシーなどをいかに活用するかを考え、1回500円くらいの助成等を出したほうが高齢者のためになるのではないか。	バス会社等への高齢福祉予算からの補助等につきましては、現時点では検討している段階にはありませんが、介護タクシー等利用者への助成につきましては、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。 なお、本市におきましては、平成20年度より、常時車いす使用の高齢者に限定してではありませんが、介護タクシーを利用する場合の事業として、「高齢者車いすタクシー利用助成事業」を開始し、社会参加の促進や経済的負担の軽減を図ったところであります。この事業につきましては、1回の利用につき1,000円の利用助成券を使用できることとしております。
36	第3章・第2節・第2項 ・(4)	「高齢者の外出促進」の環境整備について述べてある。高齢者の外出にかかわる問題は、先の市との対話の中でも話し合わせ、特に東山方面のバス路線の改善についての要望が強く出された。外出促進の環境整備を進めるとするならば、市民の具体的な要望、意見に応えるところから始めるべきで、東山路線をどうするのかを明らかにして貰いたい。	ご意見のありました東山路線につきましては、今後のバス路線のあり方等にかかる検討を進める中で協議してまいりますので、ご理解願います。
37～38	第4章・第1節・第1～3項	日常生活圏域の数は7つ程度でよいと思うが、その内訳が高齢者の生活行動範囲と一致していないと思う。小学校区で分けているようだが、括りが大き過ぎるので、もう少し細分化し、設定する必要があるのではないか。	日常生活圏域の設定にあたっては、地域コミュニティの括りともなる小学校学区を単位としながら、高齢者人口や介護関係施設や事業所数などを考慮し設定したところであります。また、生活圏域は地域包括支援センターの区分と同じであることから、3期計画の3年間で区域設定が定着してきたこともあり、4期計画も引き続き同じ区分としました。しかしながら、今後の状況を踏まえながら圏域の区分方法については検討していく考えであります。

50	第4章・第4節・第2項	介護保険や県認可以外で高齢者を入居させているところ、いわゆる宅老所に対しての市の指導方針をどう考えていますか？ 高齢者福祉計画の部分で、把握し指導していくことを考えなければならぬと考えます。	いわゆる「旧宅老所」は法律の改正により、すべて有料老人ホームに位置付けられ、県への届出が必要となりました。有料老人ホームへの指導については、県の所管となりますが、本市においても有料老人ホームの情報を提供していくこととしているため、県と連携を図りながら、指導等の取組みについて検討していく考えであります。
50	第4章・第4節・第2項	近年、高齢者入居施設の火災が報じられています。高齢者入居施設（いろいろな許認可施設）や前述の宅老所へのスプリンクラーや火災通報システムの設置、避難誘導経路確認や年2回の消防署立会いの避難訓練実施については、どう考えていますか？ また、今後どのようにするお考えですか？	これらに対する指導は、県の所管となりますが、市としても県と連携した取組みについて検討していく考えであります。
53	第4章・第4節・第2項 ・(4)	「訪問給食サービス」の利用者が大きく減少している。在宅サービスを支える大切なサービスが減っていくのは、給食代等の負担が高齢者の生活実態から見て重いこと、その結果、利用回数を減らしていることも理由だと言われている。これらについて改善を図って利用を上げ、在宅で暮らそうと努力している高齢者に、励ましを届けてくれる心優しい行政が大切ではないか。	経済的な負担増から利用回数を減らすなどのご意見につきましては、今後検討していかねばならない課題であると受け止めており、事業の実施に当たりましては、ご意見の趣旨を踏まえ、高齢者の在宅生活が確保されるよう努めてまいります。
70	第6章・第1節・第6項	現在の厳しい経済環境において、介護を必要としている方が利用料負担が足かせとなり、十分な利用ができない状況があることから、利用料の廃止を国に要請すること。 また、平成19年度の介護給付費の不用額を低所得者の利用料負担の軽減に充てることを検討すること。	介護サービスの1割の利用料負担につきましては、低所得者に対する負担軽減策も設けられていることから、介護保険制度を維持するための仕組みとして必要なものであると認識しております。 介護保険制度の仕組みにおいては、不用額は国県や一般会計へ返還することとなっております。 よって、不用額を別な用途に使うことはできないこととなっておりますが、低所得者の負担軽減策については、現在も国制度に加え市独自制度も実施しており、当面現制度で対応して参りたいと考えております。
73	第6章・第3節・第2項	特別養護老人ホームの整備に関して、利用料が比較的高額となる特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）の整備を踏まえた推計を行ったとすれば、入所待機の高齢者の実態からかけ離れているものであり、特別養護老人ホームの整備を行うべきと考える。	今計画では、本市におけるグループホーム2箇所をはじめ、隣接市からの110床の特養の移転新築や近隣町での100床の老健新設などが位置付けられていることから、本市における特養の新設については今後の動向を見定めることとしました。 なお、本市における特定施設入居者生活介護は、混合型という類型であることから、その対象者が要介護者はもとより、要支援者及び自立者も含まれており、高齢者の多様な住まいの確保という観点から有効であると判断し位置付けています。また、特別養護老人ホームについては、平成26年度までに入所者の70%以上を要介護4・5以上にするという方針を国が示していることから、特定施設を位置づけたところでもあります。
93	第6章・第3節・第4項	介護保険料について、一層の「応能負担」の体系にするよう努めるとともに、制度に対する更なる国の負担を求め、被保険者の保険料負担の軽減に努めること。	今計画における介護保険料の設定においては、保険料段階をより細分化することにより、低所得者層の負担を軽減したところです。さらに国からの特例交付金による軽減も図られたところです。